

再生資源分別回収実施団体の登録について

～報償金支給制度のあらまし～

市ではごみの発生を抑制するとともに資源の有効利用を促進するため、以下のとおり再生資源の分別回収を実施する団体を募集します。

また、回収した再生資源の重量に応じて報償金を支給します。

1 登録できる団体

- (1) 子ども会、PTA、高齢者クラブ、女性団体、生徒会（児童会）等の地域住民で組織された団体
- (2) 再生資源を自ら回収する団体であること。
- (3) 再生資源の回収を業とする者と相対ずくで再生資源の取引を行う団体であること。

2 募集期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

3 登録方法

- (1) 再生資源分別回収実施団体登録申請書に必要事項を御記入ください。
- (2) 資源循環推進課若しくは各支所の窓口を持参するか、郵送、FAX、電子メールにより御提出ください。また、電子申請でも登録が可能です。【電子申請QRコード】



4 回収品目

紙類（新聞・ダンボール・雑誌・牛乳パック）、布類、ビン類（生きビン・再生ビン）、金属類（空き缶等）、ペットボトル等で再生資源の引取業者が回収するものとなります。

5 報償金の支給

- (1) 回収した再生資源の重量1kg当たり3.5円（100円未満切捨て）を支給します。
- (2) 再生資源分別回収報償金支給申請書に必要事項を記入の上、引取業者から発行された実績書と仕切書を添えて、資源循環推進課又は各支所の窓口まで提出してください。

6 実施期間と支給申請書の提出期限

実施期間	支給申請書の提出期限	報償金の支給
4月から6月	令和5年7月7日（金）	8月
7月から9月	令和5年10月6日（金）	11月
10月から12月	令和6年1月12日（金）	2月
1月から3月	令和6年3月29日（金）	4月

7 その他

「再生資源分別回収実施団体登録申請書」と「再生資源分別回収報償金支給申請書」は資源循環推進課及び各支所の窓口にあるほか、日立市ホームページからダウンロードできます。

8 問合せ先

日立市生活環境部資源循環推進課

TEL 0294-22-3111（内線547）FAX 0294-24-5301

e-mail recycle@city.hitachi.lg.jp